

June  
2023

特定非営利活動法人  
ピースデポ  
http://www.peacedepot.org/  
Email office@peacedepot.org

第 21 号

ピースデポ  
脱軍備・平和  
レポート

講演録

ピースデポ第 24 回総会記念講演  
安保 3 文書に対置すべき平和構想  
青井未帆（学習院大学、憲法学）

2022 年 12 月 16 日、自衛隊の敵基地攻撃能力保有の容認、防衛費倍増など、専守防衛を基調とした従来の防衛政策を大転換させた「安保 3 文書」が閣議決定された。その前日の 12 月 15 日、「平和構想提言会議」がこれに対置する平和構想を提言した。そこでピースデポの第 24 回総会記念講演会で提言会議の共同座長を務めた青井美帆氏から市民の平和構想について包括的に話していただいた。その講演録をお届けする。

- 1 戦争ではなく平和の準備をー“抑止力”で戦争は防げないー
- 2 個人的な思いとして
- 3 安保 3 文書改定（2022 年 12 月 16 日）
- 4 安保戦略の変更のカラクリ
- 5 国家安全保障戦略
- 6 市民が参画する新たな安全保障（提言 4 - 3）

[ 報告 ] 「P3 + 3」ソウルで日韓議員交流会議  
高原孝生（ピースデポ副代表）

< 資料 > 米韓首脳ワシントン宣言 (2023 年 4 月 26 日)

トピックス

ロシアとベラルーシ、ベラルーシ領内にロシアの戦術核配備で合意 / 北朝鮮、軍事偵察衛星 1 号機を打ち上げるも失敗 / 環境影響をも無視して陸自石垣駐屯地が開設 / 米軍横田基地の PFAS 汚染、周辺住民から高濃度の血中濃度検出

連載 全体を生きる (43) 梅林宏道

G7、広島から和解ではなく対立の発信

平和を考えるための映画ガイド

マネー・ショート——『破綻』を予測すること

日誌 2023 年 3 月 16 日～2023 年 5 月 15 日

# ピースデポ第24回総会記念講演 安保3文書に対置すべき平和構想



青井未帆  
学習院大学、憲法学

2023年2月19日、ピースデポは、「安保3文書に対置すべき私たちの平和構想」と題して明治学院大学白金校舎にて第24回総会記念講演会を開催した。講師は学習院大学教授で平和構想提言会議共同座長である青井美帆さんである。2022年12月16日、政府が閣議決定した「安保3文書」は、自衛隊の敵基地攻撃能力保有を容認し、防衛費倍増を打ち出すなど専守防衛を基調とした従来の防衛政策を大転換させるものである。これに対置する形で、12月15日、「平和構想提言会議」が提言を発表した。この共同座長を務めた青井氏から市民の平和構想について包括的に話していただいた。本稿は講義録をもとに編集部が作成した。(編集部)

皆さんこんにちは。ご紹介いただきました青井です。学習院大学で憲法を教えていまして、今回、平和構想提言会議の共同座長を務めています。本日のタイトルは『安

保3文書に対置すべき平和構想』ですが、私の専門が憲法学ですので、憲法に重点を置く形でお話をしたいと思います。

## 1. 戦争ではなく平和の準備を

お手元にピースデポの脱軍備・平和レポート19号をお持ちの方は、その11ページから平和構想提言会議が出した提言の抜粋資料がついています。13ページの一番下にQRコードとURLがありますけれども、平和構想提言会議のホームページでダウンロードできます。昨年12月15日、平和構想提言会議は提言を出したのですが、「戦争ではなく平和の準備を」というタイトルとなっています。抑止力という言葉がこの間の政府が掲げる戦略等のキーワードとなっていますけれども、抑止力ではもはや戦争を防げないはずだということを基軸としています。ロシアのウクライナ侵攻は、抑止の失敗によって起こったという指摘もあります。効かないだろうにもかかわらず、その抑止力を掲げて軍備増強をしようとしている。これは何かおかしいんじゃないか、このように感じる人々が多いはずですが、どこまでこの大きな変更が伝わっているのか。特に憲法の観点でいうと、変更は国民にあまり伝わっていないんじゃないかという気がしています。私も提言会議に参加させていただき、日本国憲法のもとで作ってきた平和の試みということを活かすために何ができるんだろうと、みんなで考えた次第です。

会議のメンバーにつきましては先ほど代表からもお話

## — “抑止力”で戦争は防げない—

がありましたように、研究者のみならずNGO、ジャーナリストと幅広い人々が、まさにピースボートの川崎さんのご尽力によって集うことができました。そういう意味で豊かなバックグラウンドの多様性ということがポイントとなったのではないかと思います。この会議ですけれども、川崎さんの非常に強いリーダーシップのもとに、これだけの短い日程で議事を進めることができたんですが、ご覧いただきますと、10月29日、11月21日、12月15日と3回の会議を開いています。12月中旬に安保関連3文書が改定されるだろうことが、だいぶ早い段階からわかっていたと思いますが、これに合わせて3回の会議を開いたわけです。この間を思い出していただきたいんですけども、ワールドカップとかですね、様々に人々の関心を引きやすいものがたくさんあり、そしてまた大臣の辞任とかですね、もろもろのことがありましたので、政権としても体力がだいぶ奪われている中でも全く日程には関係がなかった。このことを改めて思い出しておきたいと思います。当初言われていた通りに進みました。そして、この提言が出されたのが閣議決定の前日となりました。あれだけいろいろ状況が変化していたのに、安保3文書改定の日程は変わらなかったわけです。

## 2. 個人的な思いとして

個人的な思いについて述べよということもご依頼時に言われていましたので、私のここに参加した個人的な思いをまず申し上げます。憲法研究する中で、私の専門分野の中心として、一つの柱が憲法9条なんですけど、何でこんな珍しい憲法である日本国憲法ができたのかといえば、やっぱり敗戦という事実を忘れてはならない。この点は研究者としても一市民としても非常に強く思っているところです。どうやったら二度と戦争を起ささないように、アジアの人々の血が流されることがないようにできるのか。憲法の観点から見ると明治憲法は憲法の失敗だった側面があります。大日本帝国憲法ができるよりも前に明治国家の軍事力を作りあげるといって課題があったわけですけども、さらには統帥権の独立も大日本帝国憲法より前の話だったんですね。従いまして憲法がこの統帥権について統制できなかったというのが一つ敗因として忘れてはならないんだろうと思います。

この点で見ますとしばしば我々忘れがちなんですけれども、実は日本国憲法も同じようなところがあります。日本国憲法ができた時に、ポツダム宣言受諾の帰結だったので、それは憲法よりも前のお話だったんですね。憲法的な決定じゃない。サンフランシスコ講和条約によりもう一度、独立国家になったわけですが、これもまた憲法的な決定じゃないんですね。その結果として日本国憲法しばしば9条を含めて最高法規だということをお話を進めますけれども、実はその憲法よりも前にある事実としての日米安保条約体制、これとの間合いの問題ですよ。それは実力というか力の最も赤裸々な形とも言えるわけです。大日本帝国憲法が統帥権をコントロールできなかったことの反省を考えるならば、日米同盟と今日では言われますけれども日米安保条約体制が、憲法よりもある意味で前というか外にあって、それとの間合いで実力の統制という任務を負っているということをお忘れはならないと思います。

それが日本のお話だとするとやはり2つ目としてアジア太平洋戦争のみならず、第二次世界大戦が大きく国際法を変えたわけですよ。そういう意味で言うと人類史的な到達点としての国連憲章、ウクライナ侵攻で、これを踏みにじるようなことが起こってるわけですが、今、固唾を飲んで見つめられているのが、国境を力によって変えるということをお話を進めますけれども日米安保条約体制が、憲法よりもある意味で前というか外にあって、それとの間合いで実力の統制という任務を負っているということをお忘れはならないと思います。

す。

この間、あたかも国家というのは国民を守る、国民を守るために安保文書の改定をするんだと言わんばかりのことが言われていますが、そんなことあるはずがないということ。これは、もっと広く知られなくてはいけないのではと思います。「国家が国民を守るんだから、そのために防衛費を少し増やすのも仕方があるまい」、「言葉やロジックが通じない相手なんだから」といった雰囲気になりつつあるようにも見える。でも防衛というのは国家を守るものであり、国民を守るものではない。これ国防関係の人に聞けば当たり前ですというわけですよ。彼らの任務は国家を守ることであると、そういう意味において国民を守るのはやはり警察なり消防というような装置なわけですよ。この辺りを考えた時に個人として市民としてできることは、国家安全保障という枠を超えて、市民にしかできないことがあるだろうと思う次第です。

そこで思いますに、一人一人の自由とか安全と平和のお話、これが当然だろうということはかつてなく強まっているはずですよ。SDGsという言葉は10年前15年前なんか存在していなかったし、多くの人を知るところではなかった。しかしながら今ではもう若い人だと8割とか9割という形でこのSDGsという言葉を知っています。この人類、地球の上に住む一人の人間という感覚は、おそらくかつてなく強まっているはずですよ。国境を越えたところで、私たちが語れることを語っていかなくちゃいけないんじゃないか。今を生きる私たちというだけではなく、もちろん次の世代に残せるものは、地球環境と同じようなお話にもなるのかなと思います。かつての第二次世界大戦なりアジア太平洋戦争を踏まえて、今、私たちが何を見ているのかと、少なくともその記憶が残っているうちに次の世代に地球の上に住む人としてのコミットを含めて、日本国憲法のもとに何ができるのか考えていきたい、これが個人的な思いとしてまず申し上げたいことです。

(ここで数枚の写真を示し)、首里城ですが、どこにお城があったのかすらわからなくなったり、東京大空襲や被爆直後の長崎の写真だったり。こういう現実が出発点だったはず。「人の記憶は忘れるもの」などと、正当化してはいけないということだと思っただけですよ。思い出すこともできるし、書かれていること、映像に残っていることがたくさんあるので、この辺りを何度も見返さなくてはならないと思います。

こちらの幣原喜十郎の『外交50年』ですけども、これもまた平和を考える時に個人の思いという続きで申し上げるとかなり大きな衝撃を私としては受けたものです。方々で喋ってるんですけども何が衝撃だったか

といえそうですね、「聞け野人の声」という小見出しがあり、野人とはそもそも何かと思って読み進めていくと、幣原外交ということで知られたこの幣原さんの目から見ると、普通の市民というのは野人だったんだろうと思います。幣原が電車に乗っていると、若い男が「なぜ戦争しなくちゃいけなかったのか、これはさっぱり分からない。目を皿のようにして一生懸命、新聞などを読んだけどどこにも何も書いてなかった。目隠しをさせられて屠殺場へ連れられていく牛のようなもんじゃないか」と言い、みんな「そうだそうだ」とおいおいと泣いたところを、幣原が「1から政治を作らなくちゃいけないと自分はその時に思ったのだ」と言ったんですね。幣原というと9条はマッカーサーと幣原の合作説というのが今日一般的に説かれているところで、その9条の出発地点を作った人と理解されています。その「1から作らなくちゃいけない」と言った政治家としての幣原が見ていた野人というところに、我々は自身を重ねなくちゃいけないんじゃないか。「何も知らなかった」という言

葉はもしかするとその幣原が見たその人には通じたかもしれない。もはや我々にはそういう選択肢はないはずだと思うんですね。だまされたという言い訳が使えないというところがある。これは自分自身しばしば思うところです。考えてみると2013年の特定秘密保護法ができてから情報の質というのはすごく下がってしまいました。新聞等が出てきている私たちが見ている情報のどこまでが本当のことなのかということも疑ってかからなくてはいけない。実際のところ特定秘密になるものが多いので、政府としては説明したくてもできない情報があるものと理解しなくちゃいけないでしょう。そういう中で「何かおかしいんじゃないか」と声を上げ続ける。野人なりに私たちが市民としてできること、これを、常に確認しなければという気持ちがございます。正気を保ちたい。「まっぴらごめんだ」、「戦争はもう許さない」といったことを、何でこんなに声を潜めて言わなくちゃいけなくなっちゃったんだろうか。

### 3. 安保3文書改定 (2022年12月16日)

安保3文書改定について少しお話をしていきたいと思えます。今日申し上げたいこととしては3文書改定の意味というのがどうも伝わらない、広がらない、意味がわからないというところに最大の問題があるんじゃないか。平和について市民が何を語れるのかということの前提に、3文書をきちんと位置づけなくちゃいけないということがありますので、私の関心に引き寄せた形でお話をします。3文書は官邸等のホームページからも簡単にダウンロードできます。3つの文書、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画と全部ダウンロードするとかなり大部ですけれども、重複感の強い文章です。とりあえず国家安全保障戦略を重要視していただくのがいいと思えます。

1月23日の岸田さんの施政方針演説の「防衛力の抜本的強化」というところからの抜粋を見ると、1年を超える時間をかけて議論したとあります。確かに1年前に3文書改定すると言ってたんですね。言っていたことは確認したいと思えます。「優先されるべきは積極的な外交の展開です」とあります。ところが施政方針演説も、国家安全保障戦略についても、外交についてどこまで踏み込んでいるのかというと、枕詞だけというところが基本的にあるんですね。1年を超える時間という言葉と積極的な外交というのはどちらかというと枕詞的なものに過ぎない。ポイントはその次にありまして、同時に「外交には裏付けとなる防衛力が必要です」とあります。こちらがポイントで、この3文書を買っている考え方はこれです。

外交というけれども、例えば日本の外務省が、しばらく長い時間にわたり軍縮外交ということを柱に掲げてき

ましたけれども、そういうようなイメージと真逆なんです。これまで日本は、平和国家であるということで、例えば武器を禁輸するとか、諸々他の国にはないような特色を持った外交を軍縮外交なり平和外交って呼んできたんです。こういった考え方から180度転換している内容が、安全保障関係のみならずその他の政策も含めて総合的に最高位の文書に書き込まれたわけです。これが最大のポイントです。この点はあまり多くの人に知られていないんじゃないかなど。力を背景にして、軍事力を背景にして、外交するということなんですね。ODAにしても何にしてもこれまでって非軍事というところは最後の最後まで一線は超えないようにしてきたはずなんです。ところが今ではこの3文書の中でも示されているようにODAにしても何にしても全て軍事力を背景にして言うことを聞かせるための外交のカードであるというように位置付けています。防衛力を裏付けとして外交するんだということですから、外交という「言葉が同じ」でも相当違いますね。このあたりが本文書のポイントとなります。

5年間で43兆円の防衛予算ということ。それから、ちょっと前まで敵基地攻撃能力と言われてたものですが、反撃能力と言いつつ言い換えられています。相手に攻撃を思いとどまらせるため、つまり抑止力としての反撃能力。それから諸々の領域において連携強化を進め防衛産業の基盤強化をするといったような取り組みについて書いてあります。ここで述べられている安保3文書のサマリーという形になりますけれども、「今回の決断は日本の安全保障政策の大転換ですが、憲法や国際法の範囲内で行うものであり、非核三原則や専

守防衛の堅持、平和国家としての我が国の歩みをいささかも変えるものではないということは改めて明確に申し上げたいと思います」とある。「いささかも変えるものではない」と言えば変わらないのかというところ、ここもまたポイントなんでしょう。これまでいろいろな言葉の意味が変えられてきました。平和国家という言葉もそうですし、積極的平和主義という言葉もそう、自衛の措置という言葉もそう。憲法、国際法の範囲内とか専守防衛と言われてはいますが、その内実がいかにも異なっているのか、同じ言葉を使えばいいという問題じゃないということをお願いしたいと思います。

国家安全保障戦略とかつての防衛大綱である国家防衛戦略、防衛力整備計画は、これまでは別々に改定され、必ずしも足並みを揃えてたわけじゃないんですね。それが3文書を同時改定という形で一気に変えられたところも一つポイントです。なぜかと言えば2014年の集団的自衛権の行使を容認した閣議決定の帰結だからに他なりません。国家安保戦略は2013年なので、2014年の閣議決定よりも前だったんですね、2013年にできた国家安保戦略は2014年の閣議決定を反映しなくちゃいけないだったんですね。もうちょっと早くにも反映できたのだらうとは思いますが、米国の国家戦略改定等、この間の諸々の変化も踏まえて最終的に一つの区切りを迎えている。2013年を起点と考えてもいいかと思えます。2013年、特定秘密保護法とかです。NSC法とか諸々のことが年末にあって、2014年7月1日に国家安保戦略の閣議決定という形で政府解釈が変わりました。そこから次の年の安保法制の制定を経て今日に至っています。2022年、最終段階として戦略レベルでの変更が完了したということなんです。だから閣議決定という形式で済んだのだということなのでしょう。2014年閣議決定で始まり、それが次の年に法律となっていますので、政府の頭からすると2014年の範囲内としてやってるので、もう閣議決定できるってということなんでしょう。2014年がそもそもおかしかったんだとすれば、今ももちろんおかしいわけです。そうだとすると、やはり2022年がおかしいというよりは2014年からおかしいというふうに言い続けたいいけないと私は思っています。国家安保戦略として今回出されておりますけれども、位置付けとしては狭い意味での外交防衛のみならず、その他の分野も含めてですので、相当に根本的な文書ということになります。

この改定の動きを振り返ってみますと、サッカーワールドカップで国民の意識がそちらに向いていた中で自公合意とあいなったものでした。最終的に12月16日に閣議決定されたわけですが、国民の視線が逸らされたままだったと思います。説明が圧倒的に不足していた。マスコミの論調としても防衛費増額のその金額に注目する方が多かった。軍拡そのものとしては初めからあ

りきだったのではないかと。憲法論にさかのぼる議論が極めて薄かった。今、申し上げたように政府の腹としては、2014年にもう解決した。もっと言えば砂川事件判決(1959年)というすごい昔の判決で解決したということでしょうけれども、とりあえず2014年の枠内なんだということだったんでしょう。報道などもそこに乗らなかったのかなという気がしています。

問題と思われるところをスライドでいくつか掲げていますけれども、国会が閉じた後で閣議決定という形ではなされたので、国会という我々の代表者を踏まえた議論はなかったわけで、国会軽視も甚だしい。これは声を大にして言うべきです。閣議決定でできることなんですかと、時々聞かれるのですが、甚だしくなつたのは安倍政権以降だと思います。憲法違反なのですかというお話もあるのですが、政府の説明としては2014年の政府見解の範囲内なので、これは憲法違反ではないということになるのですが、繰り返しになりますが、2014年の時点でやってはいけないことをしてしまったのであれば、これもまた憲法違反の因果の流れという形になるのだと思います。憲法の観点での議論がなかった、国民的な議論がなかったということです。

またもや使われたのが有識者会議というものです。有識者会議というのも最近では普通にどの分野でも聞かれるようになったわけですが、小泉政権以降に非常によく使われるようになった手で、有識者会議が作られる段階で、すでにアジェンダセッティングがされるという、非常に罪の大きなものです。そこでそもそも議論しないと言いますか、限られた論点しか論じない。その有識者会議の報道をベースとして議論がされるということになりますと、やはり国民的な議論も起こりにくくなります。この有識者会議というのは、安保だけではなくいろいろな政策で使われますが、こんなことでいいのかという議論はしていかななくてはいけないと思います。国会が開会したのが1月23日ですが、その国会での説明よりも前に岸田首相は欧米を歴訪するということを行っていますので、国民も、それから国民の代表である国会議員も議論のかやの外に置き去りにされたわけです。これはおかしいんじゃないかと、かなり広く多くの人が思うのではないかと思います。

この辺りの話を踏まえて、平和構想提言の一番最初の方で政府が勝手に憲法を上書きしようとしているという項目を入れて、警鐘を鳴らしているところです。話そのものとしては憲法論のはずなのに、それを議論も説明もしなかったということは、憲法の上書きに等しく、根本的に変更するものです。短く言うと日本が攻撃をされていないのに、防衛のために国際法上違法である先制攻撃と指弾されるような攻撃すらできるような変更をする。これって相当に大きな変化です。昔、言われていたのは、他の国が攻めてきた時に反撃するためにということじゃ

なかったのか。もはや日本が攻撃をされていないのに、国際法違反であると指弾すらされかねないこともできる

ようになってしまった。これはどこかおかしいと言いきなんじゃないでしょうか。

## 4. 安保戦略の変更のカラクリ

憲法の改正もなかったのに、こういう変化が起こった。いつ起こったのでしょうか。これを振り返っておきたいと思います。安保のこの3文書改定への道のりはだいぶ長いスパンで見ることができます。ここにおいでの方の少なくない方は、1960年代、70年代の平和国家観というのをよく覚えてらっしゃるかと思うんですが、今なお多くの国民に平和国家というイメージで持たれているのは、基本的にはこの60年から70年代にかけて作られたものです。ここから大転換され、それが急速に進んでいったというのがこの後に起こったところです。この変換には政権交代も関係ありませんでした。民主党政権への政権交代にも変わりありませんでした。決定的だったのが2014年の閣議決定です。先ほどから繰り返していますが、2022年閣議決定はその帰結であり因果の流れです。もはや他国防衛のために先制攻撃にさえなりうる攻撃が憲法上可能になった。長いスパンでも50年60年ということなんですけれども、直近で見ても少しずつ変わっていったのが、20年ぐらいの間にスピードアップし、ここ10年の間にガラッと変わったということになっています。

そこで今述べたことの例証として、かつての平和国家観がよくわかるということで、例として平成17年(2005年)に外務省が出したファクトシート「平和国家としての60年の歩み」を見てみます。まずアジア太平洋戦争への反省が出発点だったということを確認して、平和国家として専守防衛に徹し、国際紛争を助長せず、国際の平和と安定のために持てる国力を最大限に投入するというのが3つの柱として掲げられていました。ここで言っているのは、今日一番最初に確認した「軍事力による抑止力による平和」と真逆の姿だったということを確認できると思います。外務省自らがこういう風に言っていました。一つ目の専守防衛で言えば自衛のための必要最小限度の防衛力しか保持せず、攻撃的兵器を保有しない、戦後一度たりとも武力を行使したことがない、防衛費の対GNP比は1%程度、核兵器は持たず作らず持ち込ませずと言ったこと。2つ目の国際紛争助長の回避も武器輸出三原則、防衛装備移転三原則、これもまたもう全て真逆にされようとしているところです。武器の供給源とならず、武器の売買で利益を得ない、唯一の被爆国としての核兵器廃絶に向けた取り組み等々と書かれています。驚きますよね。全て変わってきたんです。外務省が掲げていたわけです。

その外務省出身の方々を中心として今この新たな戦略のプレーンとなっているわけですが、軍事力を背

景にするのは当然でしょということを述べている。この変化の大きさを改めて思いおこしたいと思います。3つ目の国際の平和と安定への取り組みとしてODAについて軍事への転用を厳格に禁じ、国際紛争を助長しないとしていた。これもやりますと言ってるわけですね。今回このような形で外務省自らの掲げてきた政策というものを転換しており、2022年の安保戦略がどういものかということ、さっきの枕詞のように専守防衛の考え方をとっていますというわけですが、そうではないことを今我々は見ました。だいぶ変わりました。憲法論っていうのはすでに決着済みという意識のもと憲法論はありません。その上で防衛費増でGNP2%にする。これが実現すると米国、中国について世界第3位ということになるわけですね。今ですら9位で10位以内に入ってるわけですが、第3位にもなる。また防衛装備移転も当然やっていくと言ってるわけです。そのために基幹的な防衛産業について国有化するなど輸出を助けるために何ができるかとか、あるいは特定秘密保護法の経済バージョン一般企業向け特定秘密保護法を作るとか、ODAの軍事利用も当然である。

こう見ると一体どういう国にしたいんだろうかと疑わざるを得ません。少しずつ変わってきたので、なんとなく国民の意識としては60年代70年の先ほど見た外務省のファクトシートが掲げているような平和国家観がまだ強いと思うんですけど、違うんですよ。何も説明がないから国民の意識とのギャップがこれだけ大きくなっているのです。積極的平和主義という言葉が掲げられましたけれども、不思議なことにその中身については説明されませんでした。平和主義という言葉は、国民が好きだから多分使った。積極的というとポジティブな感じがする、平和主義もいい感じがする。両方つなげると国民向けにいいんじゃないのか。これだけ説明がないというところを見ると、同じ言葉を使って中身を変えというのが、この間の政府が一貫して取ってきた戦略なんじゃないかと改めて思わざるを得ません。そのことを前提とすると、憲法との関係を説明するはずがないですね。決着済みですし、変わらないと言ってますし、範囲内だと言ってますからね。説明するはずがない。「どういう国にしたいんですか」ということも含め、国民の側から投げかけなければ決して議論はないということがあまり知られてないのかなと思います。この辺り性善説的な意識に立ってる人が多いのかなという気がしますので、しつこいようですが申し上げておきたいと思います。2013年の安保戦略を作るにおいても中心的なメンバー

だった兼原さんという外務省出身の方がいます。朝日新聞の彼のインタビューによると、「私たちの頭の中では憲法論は1959年の砂川事件判決で決着済みでした」とあります。安倍首相も「最高裁がいいと言ったんだからまあいいんじゃないか」と話していた。だから2014年の時も憲法論に最初からしてなかったわけですよ。そういう意味では一貫している。なぜ2014年の時は憲法論になり得たのかといえば、やはり多くの人が説明を求めたからだったと思います。山口二郎先生もよくおっしゃってますけれども、国民の声が大きくなったので野党の議員さんも国会の外に出てきた。そういうことがなかったならば2014年段階でも憲法論にはならなかったんだろうということをこれも確認しておきたいと思います。

同じシリーズのインタビューで東京大学の石田先生が防衛力強化を隠蔽するお題目として憲法が使われているんじゃないかと印象深いことを言っています。なかなかこれ鋭い痛い指摘ですよ。お題目として憲法の範囲内で、国際法の範囲内である、これまでの専守防衛は変わらないと言えば何でもできてしまう。もしそうだとすれば、残念ながらそれはむしろ憲法は防衛力強化を隠蔽するように使われている。これは私たちに向けられた警鐘だろうと思います。政府は多分もう自ら積極的に説明することはしませんので、憲法論を求めるのは私たちです。私たちが求めないと、むしろそれに加担することになってしまうというような、ちょっと追い込まれたところにいるのかと思います。私の肌感覚的に言うと多くの人はまだ他の国とは違う平和国家だと思ってるのかなという気がしています。話の大きさに見合う議論がないってのはおかしいのではないかと。他国防衛のために先制攻撃すらできるような安保戦略になっているのです。憲法改正に匹敵する2014年の帰結だから当然ですが、そのようなものなのに見合う議論がされていないというのは大問題です。

では、こういう50年60年といった長い時間をかけた変化の中で、直近で言えば20年ぐらい前からでしょうか、大きな変化が起こり、ここ10年の間に大転換した後、これにあたって日米同盟というのはどのぐらいの影響を与えているのか。これも議論がされていないところです。この間の安保戦略の変更と米国との関係で日本政府がしてきたことはつなげて考えないといけないはずですよ。国会でぜひともこの関係を明らかにしていただきたいですが、すでに野党の立憲民主党の泉さんからの質問で「米国に言われたからやるんですか」というような質問があり、「そんなことはない。主体的に判断した。」と答えた。そういうふうに聞かれればそう答えるんだろうと思いますけれど、もうちょっと踏み込んだ関係というのが明かされるべきだろうと思います。1年かけて変えますって言った、その1年前の12月6日の臨

時国会所信表明演説、その後何が起こったのか。22年1月7日、日米安全保障協議委員会「2+2」共同発表、22年5月にも日米首脳共同声明がありました。このような中で安保戦略の形というのはだいたい見えるような雰囲気まで動いてきたわけですね。国会によって明らかになっていったというより、むしろ有識者会議やあるいは「2+2」の発表によってどういようなものになるのかということがかなりはっきりと見えていたということになります。

12月16日に安保3文書が改定されて、国会が開かれる前に岸田首相は米国に行っているわけです。1月13日にホワイトハウスでの日米首脳会談で次のようなことが確認されています。敵基地攻撃能力の開発と効果的な運用に向け協力を強化するということが言われています。また「覇権主義的な行動を強める中国への対応などで、日米の安全保障戦略が同じ立場を取ること」と中国を名指しで明らかに指定しているわけです。日米同盟をより深化させる「2+2」について先ほどの声明にもありましたけれども、安保戦略の12月に出された安保戦略のもう一つのポイントとしては「整合性」という言葉にあります。「2+2」の声明で、「閣僚は、それぞれの米国と日本の国家安全保障戦略及び国家防衛戦略の公表を歓迎し、両者のビジョン、優先事項及び目標がかつてないほど整合していることを確認した」とし、このように足並みを揃えるというのがこの間、目指されてきたものであり、実際のところ整合させたというのが国家安全保障戦略の意味だと「2+2」声明が述べているところです。

「2+2」共同発表で整合したということが明らかになったと、その後、国会でどういような議論が深められているのかと言うと、「手の内を明らかにすることになるので詳細はお答えしかねる」というようなことなんですよ。これも予期できた話ですよ。特定秘密保護法がありますし、当然、特定秘密なんですよ。特定秘密の指定がされますと国会議員ですらアクセスが難しくなります。NSC国家安全保障会議を司令塔とした安保政策の決定というプロセスになっていますので、言ってしまうと基本的に内閣にお任せするという形になってしまっている。ブラックボックスになっている。

そこでちょっと思い返してみたいんですけど、政府は2017年の朝鮮半島危機の時に存立危機事態を検討した、重要影響事態を検討したと、説明したでしょうか、されていないですよ。ではそれは今まで2023年に至るまで政府は説明してきたでしょうか、していません。ところが我々はある私人の書いたものなどからこれを知るところとなったんです。何によって知ったのかというと河野(かわの)前統合幕僚長が各種新聞インタビューとか、ご自分の講演とか、ご自分の自叙伝などによって存立危機事態や重要影響事態が想定されていたことを明らかにしています。嘘じゃないかと思われるかもしれま

せんが、この間、私も、2015年の安保法制違憲訴訟・群馬訴訟で、東京高等裁判所に証人尋問も受けているんですけども、群馬の弁護団やあるいは埼玉の弁護団などが情報公開請求によって各種の行政文書を公開させていて、その間のいろいろ公開された文書、多くは黒塗りなんですけど、そこから分かる事がたくさんあり、その中身について裁判所でも私もお答えしておりますし、いろいろなところで発表してますので、詳しくはそちらの方見ていただきたいんですけども、おそらく正しいんです。河野さんは真実を言ってると思われるんですけど、米国の軍事行動に踏み切る可能性も6割あると思った時期があるとおっしゃっています。米国から直接言われたからと前統幕僚長が統幕長という立場によって米国政治がそう決断したら伝えると伝えられたというお話であります。そこで「私の責任で頭の体操をした」というんですけども、彼が彼の責任でこんな大変重大なことをできるはずはありませんし、するはずもありません。実際のところは行政文書開示請求によって明らかになった情報によれば、NSCが21回この夏に開かれており、少なくとも15回、前統幕長が統幕長という立場で出席しているということがあります。従いましておそらく事実だったんだと思います。NSCのマトーとして国家安全保障会議が開かれて、そこで重要影響事態及び存立危機事態についてシミュレーションしたということなんだと思います。しかしながら正式に国民に開示されてはいません。国会でも説明されていないです。私人として河野前統幕長が2年後に国民にこういう形で知らせています。私人を使ってこういう風に知らしめたと理解する方が普通なんじゃないかと思います。こういうような事柄が存立危機事態であれ、重要影響事態であれ、特定秘密の事柄でもあるし、国民の目からはそもそも切り離されたところにある。説明もしないというような事態の中で、今回の安保3文書で他国防衛のために先制的な攻撃すら

できるようになったわけです。このことの意味ってというのはどう理解したらいいんでしょうか。

憲法は何を定めているのかってというと、人権を侵すことのできない権利として定めていることの他に、国家の権力をどう配分するか、どうやって政治を行うのかについて定めているのが憲法です。日本国憲法のもとで政治の中心として描かれているのは国会なんですね。なぜ中心として描かれているのかというと、主権者である我々が選挙によって選んでるからです。その国会の中から内閣が作られるという議院内閣制がとられています。でもこの間の安保改定への道のりの中で皆さんに今、見ていただいたものから、国会を中心として何か動いているんだろうかと問うてみると、残念ながらそういうことは言えなさそうに思います。ここを直視しないといけないんじゃないか。憲法外なんじゃないんでしょうか。憲法外のこととして行われており、時折それが、例えば安保法制みたいに民主的な政治過程に降っていく。2015年安保法制だってその前に日米ガイドラインが改定されてたんですね。その前に閣議決定です。2014年閣議決定があってガイドライン改定をして、それを実質的に法律として落とし込んだのが2015年安保法制だったわけです。国会は確かに法律を作る時に関係しますけれども、全く関係しないとは言いませんが、物事が動いているのはどうもこう憲法で描かれている政治の過程ではなさそうな感じです。今日では米国と中国との関係自体で盛んに喧伝されているように台湾有事ということに仮になるとすると、自動参戦するというような仕組みに、もうすでに2015年の安保法制でなっています。2017年の朝鮮半島危機で、また河野統幕長の話が示しているように、仮にそういうことになれば国民は相当あとになってからじゃないと知らしめられないだろう。準備が全て終わり、情報戦がもうすでに相当に始まっている中で国民が歯車の一つとして関わっていくことになるのでしょうか。

## 5. 国家安全保障戦略

国家安全保障戦略について繰り返しもなりますが、防衛力、軍事力を背景にしているところ、ここがポイントです。これを中心に外交の地歩を固めるものと「わが国に望ましい安全保障環境を能動的に創出するため」とある。「能動的に創出」という言葉の意味ですよ。これが軍事力を背景にしている。国家安全保障戦略は総合的な戦略です。安保のみならず全般的な総合的な戦略の指針となっています。

で、次のところが安保戦略であまり注目されていないかなと思うんですけど、私としては非常に興味あるところなんです。「国民の決意が必要だ」というちょっと短い文章があるんですね。安保戦略の中で全体からすると短いんですけど、国民について語ってるところがあります。そこで

何を言ってるかということ、「本戦略の内容と実施について、国民の理解と協力を得て、国民が我が国の安全保障政策に自発的かつ主体的に参画できる環境を政府が整える」とあります。そんな内容だったならば何でもっと早く相談しないのか、もっと国民に内容を知らせてから作るべきなんじゃないかという批判が当てはまります。ここで「国民の理解が必要だ」とは何を意味しているのでしょうか。それはやはり台湾有事にしろ何にしろ、日本のこのような地理的な地政学的な状況および、すでに存在している戦略からすると国民が歯車の一つとして参画することなしには安全保障戦略が実施できない。で今般、安全保障戦略が作られましたのでこれから先行されることは残念ながら憲法論ではなく、これの具体化と思った

方がいいはずですが。これをどうやって具体化するのかについては、いよいよ地方公共団体なり国民なり、そういうところが関係してくる段階に、残念ながらなってしまうんでしょ。それにどう抗していくのかっていうのが、私たちの知恵の絞りどころだろうと思うわけです。

その前に安保戦略の一つの柱として敵基地攻撃能力がありますので、これについても扱っておきたいと思います。マスメディア等では軍備をどのぐらい増強するのかという論点とともに、敵基地攻撃能力は確かに大きく扱われたと思います。この敵基地攻撃能力が安保3文書においては「反撃能力」となっているわけなんですけど、よくよく読んでみるとよくわからない論理の展開になっています。これは「自衛の措置」として反撃能力を用いるんだと、「自衛の措置」という言葉を最大限に使っています。先ほども言いましたけれども、2014年の政府解釈変更の一つの意味は「自衛の措置」、自衛という言葉膨らませたところにあります。かつては個別の自衛権の行使のみが自衛の措置だったんですが、2014年の時点で自衛の措置の中に集団的自衛権が入っています。ですので、2022年の政府解釈は、これはこれで政府解釈からすると、引き出しうるということになるのかもしれませんが。「自衛の措置」という言葉の中に集団的自衛権も入っているので、だから憲法上の問題が生じないということになっています。

ただこんなことがあっていいのかという点について見ておきたい。自衛の措置の具体的中身として「相手の領域で有効な反撃を加えることを可能とするスタンド・オフ防衛能力など活用した自衛隊能力」という定義がされています。どうしてこういう話が出てきたのかというと、そもそもイージス・アショア陸上配備型のイージスシステムを秋田と山口に配備しようという話がありました。当初計画では2025年に運用開始の予定でしたが、配備が中止されたことを覚えていらっしゃるかと思います。2020年の話です。何でこれが配備中止になったのかというと、うまくいかないからと説明されたんです。ミサイル防衛とイージス・アショアではうまくいかない。システム全体を改修すると時間がかかるのでやっぱり敵基地攻撃能力が必要だという議論の展開だったことを思い出しておきたいと思います。安保戦略の17ページを見ると、「しかしながら弾道ミサイル防衛という手段だけに依拠をし続けた場合、既存のミサイル防衛網だけで完全に対応することは難しくなりつつある」と言っています。ミサイル防衛だけじゃうまくいかないということを言った。だから敵基地攻撃能力だという説明なんですよ。敵基地攻撃能力を使って、じゃあ反撃されたらどうなるのか。うまくいかないから敵基地攻撃能力だったんですよ。何かよくわからないと思いませんか。反撃されることが16ページ～18ページの辺りではあたかも強い

ぞという抑止力さえあれば向こうが反撃してこないかのような設定にも見えます。そんな事ってどこまで現実味があるんでしょうか。当然のことながら先制攻撃は国際法違反ですし、いったん攻撃したならば当然反撃をされると、反撃という名の攻撃をしたら攻撃されるということになり、ミサイル防衛だけでは足りない堂々巡りのお話になるわけです。このことから抑止力という言葉掲げながら、どうも現実的ではないことを語っているんじゃないかというふうに思わせる次第です。

キーワードとして抑止力ということ掲げていますが、どうも論理の展開として腑に落ちないところがあるし、このように一方的にルールを変えて安心供与しないということになれば、抑止力がうまくいくわけではないんじゃないか。こういうようなことを平和提言会議の方では専門の方もたくさん入っていらっしやったということもありましてページを割いて述べています。力を背景にした外交するんだ、抑止力を高めて平和を維持するんだ、と言ってますけれども、それは戦争の抑止にはならず、むしろリスクを高めるだけではないのか、非現実的なんじゃないかということを提言では申し上げます。ロシアのウクライナ侵攻にしても抑止が失敗したからだったわけですよ。そういう中でこのようなアンリアルな抑止力を語ってどこまで真剣なんだろう、現実的なんだろうかと、仮に現実的なものとして言っているのならば原発再稼働ってどういう意味を持つのだろうか、あるいはこれだけ食料の自給率が低いのに、その後のどういう戦略を考えているのか。またウクライナで我々見ているように米国の軍人が血を流す想定というのはあまりにも非現実的なんじゃないかというふうにも思われるわけです。攻撃反撃の応酬になった時にまた沖縄が戦地となってしまう。こういうような抑止力を前提とする非現実的な戦略を見せられて、私たちはどう答えればいいのか。東アジアで戦争が起きればどうなるのか？こういう想像力を働かせるべきです。平和構想会議の提言では、何が起るのか現実には何が起ってしまうのか、こちらの方に集中すべきではないかという提言をしています。何が起ってしまうのかということを考えるならば、むしろ私たちができることは絶対に戦争を起こさないためにどういう準備ができるのかであるはずですよ。

安保戦略では、防衛力の増強と防衛予算の増大、敵基地攻撃能力という風に掲げていますが、本当にこれは我が国の防衛のお話なんだろう。在日米軍基地を使わなければ仮に台湾有事ということになっても効果的な軍事行動ってするのはできないと、これも多くの人が常識として持ってるんですよ。きっとリンクするんでしょ。日米安保体制とか日米同盟で使われる残念ながら駒というようにところで実際のところは戦略が書かれているんじゃないかと。「国民の決意」というような言葉が使われていますけれども、決意ということに関わる国民

的議論をすることなく、残念ながらウクライナの戦争とは違って実際に一気に戦略が執行されるというような話

になれば、また捨て石にされてしまうのかこそ心配すべきなのでしょう。

## 6. 市民が参画する新たな安全保障 (提言 4 - 3)

そこで提言の4-3の方では「市民が参画する新たな安全保障」ということを掲げています。ここで私が憲法の立場から申し上げたいこととしては、もはや政府が掲げている政府の説明している憲法論というのは、おそらく限界に来ているんだろうということです。憲法そのものの話ではありません。憲法がもう力を持たなくなるとか、憲法解釈そのものが意味がないということを書いてるわけではなく、政府の憲法論はこれも限界なんだろうと。いくら一貫性があると説明してもこれだけ薄くなっちゃっている。仮に整合していると政府は言ったとしても、すごく薄っぺらな整合性しかないだろうと思います。いくら政府が憲法の範囲内であるとか、国際法の範囲内であると言っても、もはやそれは単なる言葉だけでしかない。実質的な意味を持たないと言うべきです。今般の安保政策の正当性とか妥当性は政府の憲法論では担保されないと、これはもう残念ながら認めるべきだと思います。憲法に照らしてこういう説明ができるから仮に政府が言っても信用はできないと、これだけ薄っぺらくなっちゃうと、安保政策の正当性を憲法に違反するか違反しないというレベルでは政府の憲法論を前提とするともううまく言えなくなっています。

しかしながら我々の平和構想は無限であるということを確認したいと思います。我々が特に冷戦後に、もはや常識として持つようになったのは、安全保障のアクターはすでに国家だけじゃなくなっているということです。これは冷戦後においてはむしろ常識と言うべきです。昔は国家しか国際法のアクターになれなかったんですね。国際法っていうのは国家と国家のお話であると。人権っていうのは国内のお話なので内政干渉になるので直接に出てこなかったんですね。今では人権っていうのは国際的な問題ですよ。そういうふうに常識が変わっています。当たり前のように変わっている。そしてまたこの間、我々が見るSDGsにしる、むしろ国家の枠を超えるからこそ世界全体として論調を変えることができるという意味でも、我々はすでにアクターとなっています。国家のみがアクターでなくなって久しいことに思いを馳せたい。

ロシアのウクライナ侵攻を経て、私たちが何に忠誠を誓って、何を思考の軸にするのか。この辺り私にはこうすべきだというような具体的な構想を皆様にご提示する力はありませんけれども、知恵を絞っていかなくちゃいけないところだろうと思います。それは「憲法を超えた平和構想」なんだと思います。我が国においては9条を中心とした平和構想を軸においてプラスアルファ

をすることができる、憲法に基づく重層的な統制方法を構築すべきだろう。「憲法九条の死」という論文を、阪田正裕元内閣法制局長官が雑誌『世界』に書かれて、衝撃的なタイトルなので物議を醸しました。けれども、私は死んだとは考えていません。政府解釈は基本的にはもう限界だろうと思います。ただ我々が今まで積み上げてきた平和国家あるいは憲法がその一番出発点として置いている人々の命が国家に勝るのだという思考。これを活かす形で重層的に作っていくという方向はまだまだ健在であると考えております。東アジアに敵を作らない「共通の安全保障」を促進するとか、市民が参画する多国間の安全保障など、いろいろあるはずですよ。

私たちが何ができるんだろうか。人によってできるところって違うと思うんですよ。私たちは日々の生活に忙しいというのが当然です。人によっては何も実質的な活動ができないという人がいても、これも当たり前なんだと思うんですよ。わざわざこう足をお運びくださってる方々のようにですね、行動に移すことができる人もいれば、移せないけれども考えることができる人もいます。人がそれぞれにできることは本当に人それぞれだろうと思います。いずれにせよどういう形であるにしても大きいのは、ちょっと捉えどころのない概念なんですけど、やはり非軍事の文化なんだと思います。非軍事の文化というのは市民が作るもので、「軍事には反対だ」というような文化を維持し続けることはいろいろな意味で理由となります。このまま安保戦略が掲げるように、駒というような言い方をしましたけれども、組み込まれていってしまうということへ抗する力は政府解釈の中にはないかもしれない。でも私たちにはある。在日米軍基地使用における事前協議は絶対必要だというようなことを政府部内で言えるのか。言えないかもしれないけれども、市民が必要だというようなことを言えば実際に必要とさせることは可能である。「戦争ではなく外交で解決すべきだ」ということを言っていく、あるいは行動に移せなくても思っている、それを何らかの行動に移す、それやこれやというのが最終的には一歩となっていくと思います。曖昧な概念で非軍事の文化ということをお願いしましたが、定量化するのは難しいですよ。世論調査だってちょっとどこまで信用していいのかかわかんないところもあります。それを文化と呼んでもいいのかっていう大きな問題もあります。でも諸々の学術論文などを見ても「非軍事の文化」というような扱われ方はしております。無視できないですよ。

その無視できないということについて憲法の観点で

補強するということは、私たち、幸いなことにできるんですね。単に文化として憲法的な根拠を持たない国じゃなく、私たちの場合、根拠を持ちうるという、ある意味で非常に利点があるわけですね。日本国憲法前文を見てみるといわゆる平和的生存権について書いてあります。「われらは全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から前向きで平和のうちに生存する権利を有することを確認する」。これを考えてみると今私たちが言っている人間の安全保障なりあるいはSDGsなりと言ったことの方として根っこは同じですね。我々実定憲法として持っているというところは大きいと思います。

さらに先ほど安倍元首相も「俺は最高裁の言うことしか聞かないから」と言ったあの砂川事件判決(1959年)を振り返ってみると、この判決は前文から始めてるんです。議論を、そもそも9条はというところで、まず敗戦であると、ポツダム宣言受諾っていうようなことも踏まえた上で、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、深く恒久の平和を念願して制定したというのは前文ですよ。砂川事件

いろいろな方策については構想会議の提言でも見出しだけで具体的に文章化はされていないところで、これから私たちが考えていかなきゃいけないところだと思います。平和構想会議の方では連続セミナーとして2月26日にも第2回セミナーを開くなどして考えを深めようとしているところですが、私たちができることを知恵を絞っていきたいと思います。

「国民の決意」とか、「国民の理解」が安保戦略でも求められています。これは思いのほか結構大きい論点だと思います。国民に説明することなく決意を求めてくるんですね。説明をすることなく国民の決意を求めているのはどういうことなんですかね。それは相当にうまい方法を使うことでしょうか。ここで思い出したいのは、戦前戦中に高度国防国家というのが作られたわけですが、あれはおそらく高度国防国家を作った方から見ると成功体験なんですね。とても非科学的ですよ。焼夷弾を箒で消せて言うんですよ。竹箒でね、そんなの誰がどう見たって非科学的ですけども、「逃げるな、とどまれ」ということを聞く国民を作ることができた。どうやってこういう風な国家を作ったのか。軍事機密を徹底的に守る、強い厳罰の威嚇によって守る、軍隊という制度あるいは教育という制度こういうものを使って動員していくことをしたわけですね。そういう意味で古式ゆかしき方法っていうのが日本にはある。とすると特定秘密保護法が先に作られたっていうのはすごい意味があったと思います。特定秘密保護法は2013年に作られまし

の判決もポツダム宣言受諾それから前文というところ、そしてまた主語が日本国民であるということも踏まえて書かれているところは改めて注目したいと思います。なぜならば、政府の立場は、憲法問題はこの砂川事件で解決済みだと言っているからです。この砂川事件そのものが、日本国民はというような主語を入れて、日本国憲法前文を確認していることを改めて思い起こしたいと思います。台湾有事を対話で阻止するというような形とか、GPPAC(ジーパック)\*などいろいろな試みが今なされてます。前泊先生などがやってらっしゃる台湾有事を対話で阻止するっていうのは、2月12日に集会が持たれました。私も視聴したんですけども非常に有意義でした。実際に対話することによって、どのぐらいの危険であるかと、そのあたりの間合いはこれからももっともっと測っていく余地はあるはず。時に喧伝されがちで台湾有事は日本にとっても有事だと、存立危機事態なんだと簡単に軽々しくいう政治家なども出てきますけれども、そういう言葉を使う前に私たちができることっていうのはたくさんあるはずであると思います。

\*世界的なNGOネットワーク「武力紛争予防のためのグローバルパートナーシップ」(Global Partnership for the Prevention of Armed Conflict)

たけれども、ある意味で唐突に出てきたんですね。特定秘密保護法が作られるにあたっての法制局のチェックも含めて、情報公開請求をされた市民団体があります。頂戴した資料などで私も確認しましたがけれども、立法段階での進み方が早かったんですね。事前の法制局のチェックも十分にきかないままに法律案が提出されました。9月に出されてから12月で成立するまでに矢継ぎ早に色々な制度が付け加えられたり、諸々の議論が飛ばされたりすることがありました。拙速でした。この特定秘密保護法があったからその後の集団的自衛権の行使容認や、2015年の安保法制、そしてその後に行われてきたこの間の過程っていうのがあるわけですね。政府は説明したでしょうか。政府は自ら説明することはないです。為政者の側には過去の成功体験がある。私たちがアクセスできる、特定秘密保護法があるので公式にアクセスできる情報は限られている。

でも戦前戦中と比べると、私たちが手に入れることのできる情報は圧倒的に多いところ。そしてまたかつて国家と国家の間の話だった戦争は、もはや我々のものとなっている。東アジアでもう人の血が流せることがないように私たちが何をできるのか、私たちがアクターとしてできることを考えていきたいと、こういう投げかけのような形ではございますけれども、私の方からは以上でお話を終えたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

# [報告] 「P3 + 3」ソウルで日韓議員交流会

## 高原孝生 (ピースデポ副代表)

5月12日(金)の午後、ソウル汝矣島の韓国国会敷地内の会議場で、日韓の国会議員が集う国際会議が開かれた。原口一博、阿部知子の両衆院議員(立憲民主党)と櫛淵真理、大島九州男の両参院議員(れいわ新撰組)の計4名が日本から参加。韓国側は「共に民主党」有力者の洪翼杓議員をはじめ、のべ6名の議員が列席した。

この会合は、昨年8月に立ち上がった「P3+3(北東アジア非核兵器地帯条約を推進する国際議員連盟)」という国際的な運動の一環としておこなわれたものであり、今回は日韓議員交流の2回目になる。このほど刊行された『ピースアルマナック 2023』のp.211に掲載されている昨年8月8日付けの設立宣言の抜粋にあるように、P3+3の目的は、朝鮮戦争を終結させ、東アジアに包括的な平和秩序を形成することにあり、その糸口として、かつての「6か国協議」参加国である韓朝日米中ロに、朝鮮半島と日本を非核兵器地帯とする条約を結ばせることをめざしている。

開会にあたって、李海瓚<sup>イフェチャン</sup>と鳩山由紀夫の韓日両国の元首相、および米国のエスタブリッシュメントの中で平和・民主主義・情報公開の追求において独自の役割を果たしてきたモートン・ハルペリン氏による挨拶があった(鳩山、ハルペリンの両氏はビデオメッセージ)。三氏は共に、今日の核兵器の脅威を各国の指導者・国民が正面から認識しなおす必要があり、現在の危機回避のため、とくに日本と韓国が先頭に立って、国内外に働きかけをおこなうべきだと訴えた。

会議では、まずP3+3の事務局役をつとめる元参議院議員の犬塚直史さんの司会で、3名による講演があった。まず延世大学名誉教授の文正仁さんから、韓国の世論調査で独自核武装への支持が多数となった背景には、昨今の北朝鮮の核態勢の昂進が実際の脅威と受け取られていることがあり、そこへ米国の一部にある駐留米軍撤退論や同盟国の核武装容認論が漏れ伝わって、米国の「核の傘」の信用問題まで語られ始めながら、危機を回避するための予防外交は全く進んでいない、と報告があり、志を同じくする議員と市民が国際的に連携すべき時が来ていると強調された。

続いて高原は、海外からの懸念にもかかわらず、独自核保有という議論は当面のところ日本国内では周辺化されており、それには何より非核と非戦が結びついた戦後日本社会の運動、なかんずく戦争受忍論を拒絶する被爆者運動と各地の非核自治体運動の蓄積の重みがある旨を説明した。ただ、ウクライナ戦争下で、岸田軍拡路線の容認が反核世論をも変質させるおそれがあり、代替とな



会場での記念写真(写っている韓国の国会議員は4名)

る平和構想が求められていることも指摘した。

梅林宏道さんはメインの講演者として、非核兵器地帯がいかに世界の多数の諸国によって現実的な安全保障政策として受け入れられてきたかを示し、また北東アジアにおける「3+3」構想が、いかに朝鮮半島と日本にとって核兵器依存へのオルターナティブとなりうる合理的なものであるかを、20年来の提案の経緯を振り返りつつ、丁寧に解説した。

各報告への質疑応答、および洪議員が司会を務めたラウンドテーブルセッションでは、活発に意見交換がなされた。いま軍事緊張が高まる中で南北間の意思疎通のチャンネルが遮断されているという危険な状況、原発への軍事攻撃という巨大なリスク、「核抑止論」の呪縛、市民運動や宗教団体の果たしうる役割、今の日米韓の同盟・軍拡路線やG7に集う西洋の先進国とは異質の平和と軍縮の構想を東アジアから発信する責務等々、論点は多岐にわたり、日韓関係に懸案が多い中、議員同士が親しく交わる機会の重要性を再確認する意義深い機会となった。

このP3+3は、DPレポート第19号に掲載された梅林さんの講演にもあるように、一昨年に発足した「北東アジア非核兵器地帯設立を目指すC3+3国際市民連合」の活動の中に位置づけられている。世界連邦運動の国際事務局の中心メンバーである犬塚さんのもので、いま広範で重層的な運動が構想されており、P3+3としては今後、原口さんと洪さんを軸にさらに多くの議員に参加を呼びかけ、今回の会議にオブザーバー参加したPNND(核軍縮・不拡散議員連盟)のアラン・ウェアさんの協力も得て、三回目の国際議員会議をワシントンで開く予定とのことである。

# <資料>米韓首脳ワシントン宣言

4月26日に米国のジョー・バイデン大統領と韓国の尹錫悦大統領による首脳会談が行われ、ワシントン宣言が挙げられた。バイデンは韓国への拡大抑止の提供を改めて誓約し、尹は韓国が核不拡散条約（NPT）を遵守することを再確認した。そして両首脳は潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）搭載可能な戦略原潜など米軍の戦略資産の朝鮮半島への展開や、米韓の「核協議グループ（NCG）」の創設など、「核抑止力」によってDPRKに対峙する方針を誇示した。宣言は冒頭、本年が米韓相互防衛条約締結70周年であることに触れ、米韓同盟が地域の平和や民主主義の擁護に役立ってきたと自賛している。しかし朝鮮戦争の休戦協定発効直後に締結した同条約が、休戦協定の条項に反する米軍の韓国駐留の根拠となり、今日に至るまで朝鮮戦争を正式に終結することができず、多くの一般庶民の意思に反して同じ民族同士が敵対し続ける要因の一つとなった。また同じく休戦協定違反でありながら相互防衛条約に基づいて行われた韓国への米軍の戦術核配備や戦略爆撃機の朝鮮半島周辺への飛来など、DPRKが常に感じてきた米国の核の脅威が、DPRKに核開発を促したことも事実だろう。米韓同盟は決して地域に平和をもたらさなかった。NCG創設や原潜の韓国への寄港の約束は、韓国で高まる核武装論を抑える目的もあるのだろう。しかし和平に向けて互いの信頼関係の醸成が待たれる中で、核の脅しを前面にした同宣言は、DPRKからすればあからさまな挑発であり、地域の緊張を高めることにしか役立たない。ここでは、全訳を資料とする。

前川大

## ワシントン宣言

2023年4月26日

アメリカ合衆国のジョセフ・R・バイデン大統領と韓国の尹錫悦大統領は2023年4月26日、米韓同盟70周年を記念し会談した。我々両国間の同盟は、共に分かち合った犠牲のうえに築かれ、永続的な安全保障協力により強化され、両国が外交資源を活かして重要な戦略的成果を平和的に達成することを可能にした我々の密接な関係により養われてきた。安全保障パートナーシップとして始まったものは、民主主義の原則を擁護し、経済協力を強化し、技術的進歩を推進する真に世界的な同盟へと成長し拡大した。我々の同盟は何度も試練に遭ってきたが、そのたびに臨機応変の対処で難局を乗り越え、朝鮮半島とインド太平洋地域における変化する脅威に対応してきた。

同盟にとって歴史的なこの年を記念して、バイデン大統領と尹大統領は、これまで以上に強力な相互防衛関係を発展させることを誓い、米韓相互防衛条約に基づく共同防衛態勢へのコミットメントを最も強い言葉で確認した。米国と韓国はインド太平洋地域の平和と安定に尽力しており、我々が共同して講じる措置はその基本的目標を推進するものである。

韓国は米国の拡大抑止の約束に全幅の信頼を寄せており、米国の核抑止力への永続的な依存の重要性、必要性および利益を認識している。米国は、「核態勢の見直し」の宣言政策に沿って、朝鮮半島での核兵器使用の可能性について韓国と協議するためにあらゆる努力を払うことを誓約し、同盟はこれらの協議を促進するために強固な通信インフラを維持する。尹大統領は、世界的な不拡散体制の基礎である核不拡散条約に基づく義務、ならびに

原子力の平和的利用に関する協力に係る米韓協定に対する、韓国の長年のコミットメントを再確認した。

同盟は、韓国と地域への増大する核の脅威に関する対話や情報共有の強化などを通じ、核抑止に関するより深く協力的な意思決定に取り組むことを誓約する。両大統領は、拡大抑止を強化し、核と戦略的計画について議論し、朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）による不拡散体制への脅威に対処するための、新たな核協議グループ（NCG）の設立を発表した。さらに同盟は、有事の際の米国の核作戦に対する韓国の通常戦力による支援の共同実行と計画を可能にするよう努め、朝鮮半島における核抑止力の適用に関する共同演習と訓練活動を改善する。大統領の誓約に従い、同盟は核有事の計画に関わる共同アプローチを強化するため、新たな二国間省庁間の机上シミュレーションを確立した。

バイデン大統領は、韓国と韓国国民に対する米国のコミットメントは永続的で揺るぎなく、北朝鮮による韓国に対するいかなる核攻撃も迅速、圧倒的そして断固とした対応で迎えることを再確認した。バイデン大統領は、韓国に拡大抑止を提供するという米国のコミットメントは核を含む米国のあらゆる能力によって裏付けられていると強調した。今後米国は、近く予定される戦略原潜の韓国訪問にも表れているように朝鮮半島における戦略資産の定期的な可視性をさらに高め、両国軍間の連携を拡大し深めていく。さらに米国と韓国は、同盟を潜在的な攻撃や核使用に対する防衛によりよく備えさせるために拡大抑止戦略・協議グループを含む拡大抑止に関する常設協議機関を強化し、共同計画の取り組みに役立つ情報

を提供するシミュレーションを実施する。

尹大統領は、韓国がそのあらゆる能力を同盟の共同防衛態勢に当ててを確認した。これには、米国と足並みを揃えて、新しい韓国戦略軍と米韓連合同司令部の能力及び計画活動を緊密に連携させることが含まれる。このような活動は、米国戦略軍と共同で実施される新たな机上演習を含む。

これらの重要な展開を踏まえバイデン大統領と尹大統領は、米国と韓国が共通の安全保障に対するあらゆる脅威に対し団結し、拡大抑止の強化のためのさらなる措置について緊密な協議を継続するという確固たるメッセージを国際社会に発信する。同時に両大統領は、朝鮮半島の完全な非核化の達成という共通の目標を前進させる手段として、前提条件なしでの北朝鮮との対話と外交を断固として追求し続ける。

## トピックス

### ロシアとベラルーシ、ベラルーシ領内にロシアの戦術核配備で合意

ロシアのプーチン大統領は2023年3月25日に放映されたロシア国営テレビのインタビューで、ロシアがベラルーシに戦術核兵器を配備すること及び7月1日までに核兵器の貯蔵施設をベラルーシに建設することで、ベラルーシのルカシェンコ大統領と合意したことを明らかにした。プーチンはインタビューで、ベラルーシにすでに核・非核両用弾道ミサイル「イスカデルM」を供与し、ベラルーシの軍用機（Su-25）10機を核兵器を運搬できるように改造したことも明らかにした。イスカデルMの供与とベラルーシ軍用機の改造については、ルカシェンコの要請に応じてプーチンが2022年6月に約束し、ルカシェンコは同年12月、供与されたイスカデルMが作戦配備され、軍用機の改造も完了したと発表していた。

今回の措置が核不拡散条約（NPT）に違反しないかという点について、プーチンは、米国は何十年も前から戦術核を同盟国の領土に配備してきたと述べ、NPTに違反しないと主張した。NPTは第1条で「核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいかなる者に

対しても直接又は間接に移譲しないこと」を定めている。この条文について、米国は、核兵器の運搬手段やその管理を移譲することは禁止していないと解釈し、NATO諸国と核共有を続けてきた。こうした悪しき慣行を認めてきたことが、今回、ロシアに利用され、戦術核のベラルーシ配備を合法と主張する根拠を与えてしまったと言える。

プーチンが戦術核の配備を表明してから2か月後の5月25日、ロシアのショイグ国防相は、ベラルーシの首都ミンスクでフレニン国防相と会談し、戦術核のベラルーシ配備に関する合意文書に署名した。合意文書には、ベラルーシに核兵器の貯蔵施設を建設するための手続きも含まれている。

これに対して、松野博一官房長官は5月26日の記者会見で、ロシアとベラルーシが戦術核配備に関する合意文書に署名したことを非難した。また政府は、ロシア軍の幹部のほか、武器商人とされる人物などに対する資産凍結など追加の制裁を決定した。

### 北朝鮮、軍事偵察衛星1号機を打ち上げるも失敗

2023年5月31日、朝鮮中央通信は、同日午前6時過ぎ、北朝鮮は通告どおり偵察衛星を発射したが、1段目の分離後に推進力を喪失し黄海に墜落したと報じた。できるだけ早い期間内に再度試みるとしている。5月29日、北朝鮮は日本政府および国際海事機関（IMO）へ5月31日から6月11日にかけて人工衛星を発射す

ると通告していたが、その初日に発射を試みたことになる。

衛星発射は、半ば予想されていたことである。5月16日、北朝鮮の金正恩國務委員長が非常設の衛星発射準備委員会を視察し、軍事偵察衛星発射の準備が完了したことを確認し、「今後の行動計画」を承認した。同氏は、

軍事偵察衛星打ち上げは国防力強化政策の一環であるとしている。

これより5か月ほど前の2022年12月18日、北朝鮮は、北西部東倉里の西海衛星発射場で準中距離弾道ミサイルを発射し、これは偵察衛星開発における最終段階の重要な実験であったとし、2023年4月までに発射準備を終えると表明していた。具体的には「衛星試験品を運搬体に搭載し、高度500キロまで高角度で発射した」とし、衛星撮影および資料伝送系と地上管制体系の能力評価を目的としていたと説明した。その後、この実験で

撮影したとされる衛星写真を公開した。

通告があった5月29日、日米韓3か国の北朝鮮問題担当代表は電話協議を行い、これは、弾道ミサイル技術を使っただけの発射も禁じる国連安保理決議に違反するもので、いかなる理由があろうと正当化できず、違法な打ち上げを中止するよう求めていくことを確認した。今回は失敗したことで当座は問題になっていないが、米ロをはじめ多くの国が衛星を打ち上げ、弾道ミサイル実験を実施している中で、北朝鮮に対する安保理決議の不当性が問われている。

## 環境影響をも無視して陸自石垣駐屯地が開設

これまで軍事施設のなかった石垣島に2023年3月16日、陸自駐屯地が開設された。島のほぼ中央部にあり、周りには小さな集落と畑、森林が広がる。配備された隊員は約570名。その内訳は、新たに編成された八重山警備隊、北熊本の健軍駐屯地から第303地対艦ミサイル中隊(地上から海上の艦艇に向けて発射するミサイル「12式地対艦誘導弾」を装備。もともとは射程約120km、改善型が約200km、能力向上型は1000km以上と報道されている)、長崎県大村の竹松駐屯地から第348高射中隊(地上から航空機やミサイルに向けて発射する「03式中距離地対空誘導弾」を装備、射程距離は約60km)などである。しかし、小銃射撃場もグラウンドも完成しておらず、4棟を予定していた火薬庫も3棟の完成にとどまった。

石垣駐屯地の工事ははじまったのは2019年3月。

面積約47ヘクタール。同年4月に沖縄県環境アセスメント条例が改正施行され、50ヘクタール以上の事案にしか適用されていなかった環境アセスが、20ヘクタール以上に適用されようとしていた。それを回避するための強引な着工だった。

3月16日、玉城デニー沖縄県知事は石垣駐屯地の開設について、「本来なら開設前に住民に十分説明するのが筋だ。住民にはいろいろな意見がある。住民の不安を払拭する意味と、説明責任において、政府はさらにていねいな説明をしてほしい」と出張先の長野県で記者団に発言している。3月18日には海自の大型揚陸艦「おおすみ」が石垣港に入港、ミサイルを陸揚げし、駐屯地へ搬入。住民への説明会が開催されたのは、一連の作業が終了したあと3月22日になってからである。

## 米軍横田基地のPFAS(有機フッ素化合物)汚染、周辺住民から高濃度の血中濃度検出

2023年5月15日、東京・多摩地域で水道水源の井戸水がPFASで汚染されている問題で、「多摩地域のPFAS汚染を明らかにする会」は、28市町村に住む551人分の血液中のPFAS濃度の調査結果を公表した。井戸の取水を停止した浄水施設がある国分寺や立川など7市の住民の平均は29.3ナノグラムで、全国平均8.7ナノグラムと比べると約3.4倍高く、血中のPFAS濃度が高い傾向にある。これは飲み水に使ってきた水道水が主な原因とみられる。市民団体に依拠するのではなく、行政による血液検査の実施が求められる。

この問題は、2018年に横田基地近くの井戸水から1リットル当たり1340ナノグラムという「PFAS」暫定指針値の27倍の都内最高濃度が検出されたことに端を

発する。東京都水道局は2019年以降、国分寺など7市の浄水施設でPFASによる汚染が確認されたことで井戸34か所の取水を停止している。都水道局などの井戸水のデータは、横田基地東側の立川市、国分寺市、国立市などで高く、西側の福生市、羽村市などで低い。都内の地下水はおおむね西から東に流れており、横田基地が汚染源であることを示唆している。横田基地での泡消火剤の使用に伴う周辺土壌への漏出が地下水の汚染をもたらし、それを用いた水道水を飲用していることから人体の血中濃度が高くなっているものと推測される。

米軍基地周辺でのPFAS汚染は同じく在日米軍を抱える沖縄や横須賀でも大きな問題になっており、自治体の枠を超えて国が包括的に対処すべき課題となっている。

# 全体を生きる

梅林宏道

(題字は筆者)

## 第43回 G7、広島から和解ではなく対立の発信

あいにく G7 広島サミットが終わった直後のタイミングで今回の連載エッセイを書く巡り合わせになった。岸田首相の核軍縮への姿勢を批判した前回の記事との関連で、どうしても書いておきたいので今回も回顧録を中断したい。

G7 での核軍縮に関する話し合いが、岸田さんの著書にあったピント外れの「不都合な真実」という認識、つまり自分自身への問いを発することのない認識で行われたことは、声明「広島ビジョン」を読めば明らかであり、広く批判されていることなのでここでは繰り返さない。ロシアと中国などを批判するだけで、自分たちの新しい取り組みについて何一つ語らなかつた。首脳たちに平和記念資料館を見せて、首脳がそろって慰霊碑に花を手向けて頭を下げるパフォーマンスに、日本中のメディアを巻き込むことをもって、岸田さんは成果としたのだろう。広島を悪用したという、被爆者や市民の失望や怒りは当然であった。

書いておきたいのは、防衛省シンクタンクの専門家の意見への反論と広島ブランドの変質についてである。

サミットが終わった翌々日(23日)であったと思うが、羽鳥モーニングショーに防衛研究所政策研究室長の高橋杉雄氏が登場した。広島サミットについてレギュラー・コメンテーターの玉川徹氏が的確な批判を述べていたが、ゲストの特権で長くしゃべった高橋氏の発言が視聴者に印象としてより強く残ったであろう。その内容の中心部分で高橋氏は間違った主張を述べた。

G7 自身が核軍縮のための行動をすべきだという批判に対して、高橋氏は次のような趣旨を述べた。「G7 は、ロシアや中国に比べると冷戦後核兵器の役割を減らせる努力をしてきた側である。そもそも冷戦後の核軍縮の流れを悪い方に変えたのは、2014年のロシアのクリミア併合である。」

反論されずに終わったこのメッセージは、決定的な事実を無視することによって、冷戦後の核軍縮の流れを間違えて伝えている。そもそもどちらがより悪いという議論は不適切であるが、高橋氏に反論するとすれば、冷戦後の好機を間違った方向に導い

たのは、むしろ G7 の側であったと言わざるを得ない。

NATO の東方拡大の問題もさることながら、決定的な転機となったのは、2001年の米国ブッシュ政権による米口間の ABM 条約の一方的破棄(失効は 2002 年)であったと思う。ABM 条約とは「対弾道ミサイルシステム制限条約」のことで、冷戦時代の米ソ間の核兵器の恐怖のバランスを保つために、相手側のミサイルを撃ち落とすミサイルシステム(対弾道ミサイルシステム)の配備数を制限することを申し合わせた条約である。たちが悪いことに、米国は「核兵器の役割を減らす」という大義を掲げて、ABM 条約の一方的破棄とミサイル防衛の世界的配備を開始した。技術的に優位を誇るミサイル防衛で戦略的優位に立とうとしたのであろう。(防衛産業からの要求も大きな要素であった。)2018年にプーチン大統領は、ロシアは米国に ABM 条約破棄・ミサイル防衛計画を思い止まるように力を尽くしたが聴いてもらえなかった経過を述べて、それ以後ミサイル防衛に打ち勝つ核兵器の開発に邁進したことを演説で力説した。ミサイル防衛は通常兵器であるが、ABM 条約の成立経過から明らかなように、核抑止論においては核兵器と一体のシステムであった。

岸田首相が自慢する「広島ビジョン」について、根本的な批判とは別に、奇妙な違和感を残す文言がいくつかある。

一つは「全ての者にとっての安全が損なわれない形で」という形容句が、「核兵器のない世界」へ向かう条件として多用されていることである。一部の国だけが核兵器を保有している現状は、すでに「全ての者にとっての安全」が損なわれている現状である。その事実を自覚しないで「核兵器のない世界」を語る資格はないであろう。

また包括的核実験禁止条約(CTBT)について、発効するまで全ての国に核実験をしないよう求めているのは当然であるが、そのあとに次の文言がある。「我々は、核実験を行う用意があるとのロシアの発表に懸念を表明し、ロシアによる核実験モラトリアムの遵守を求める。」このロシアに対

する唐突な要求は、印象操作にみえる。  
 まず、ロシアはCTBTに署名したのみならず批准を終えており、発効していてもCTBTに強く拘束されている。米国は署名をしたが、議会が拒否をして批准していない。それどころか議会は核実験再開のための準備期間を短くする措置を、共和党政権の度に繰り返してきた。上記のロシアへの要求は、今年2月21日のプーチン大統領の教書演説を取り上げたものであろうが、文脈を意図的に歪めている。プーチンは演説において、米国が新型爆弾の開発のために核実験をしようとしている情報があることを述べ、ロシアでも核実験を行う準備を整える必要があると述べたのちに、

「我々は先にこのような核実験を行うことではない。しかし、もし米国が先にやるなら、我々もやる」と述べたのである。

プーチン演説を、ロシアがやるための口実を作っていると主張するのも可能であろう。しかし、G7が世界に向かって出す文書としてはフェアではない。「米国を含むG7は、ここに改めて核実験のモラトリアム順守を誓約する。米国への懸念は不要であり、ロシアもモラトリアム順守を誓約すべきである」と述べるべきであろう。

広島においても長崎においても、被爆者は和解のメッセージで未来を築こうとしてきた。対立を強める場にした岸田首相の責任は大きい。

うめばやしひろみち

1937年、兵庫県洲本市生まれ。ピースデポ特別顧問。長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)初代センター長(2012～15年)。



## 平和を考えるための 映画ガイド

◆映画『マネー・ショート 華麗なる大逆転』

### マネー・ショート——『破綻』を予測すること

リーマンショック前夜。当時誰もが「絶好調」だと思っていたアメリカの不動産市場をバブルだと見抜き、低所得者向けのサブプライムローンが遠からず破綻することを予測し、そしてそれを逆手にとって大儲けをもくろんだ人々の、「破綻」の予測から2008年にそれが現実になるまでの数年間を描いている。マイケル・ルイスのノンフィクション『世紀の空売り 世界経済の破綻に賭けた男たち』を原作としており、原題『The Big Short』のショートとは金融用語の「空売り」を意味する。

シニカルなジョークと演技派の熱演、その上ブラッド・ピットまで登場する。とても面白い映画だと思う。

金融トレーダーのマイケル・バーリは分析の結果、アメリカの住宅市場が近く破綻することを予測する。到底ローンを払い切れないような低所得者への貸付が行われていることを見抜いたのだ。金融の世界的中心地であるウォール街においてさえ、この破綻はまだ全く予測されていない。それどころか銀行家など金融の専門家たちはバーリの予測を笑い飛ばして信じようとしな。危険な低所得者向けローンを債権に組み込んで販売しながら、これらの大手銀行の行員たちはまるで自らの売っている商品の中身を忘れてしまったかのように見える。バーリは金融トレーダーなので、単に世の腐敗を嘆いた訳では

なく、人々の無知こそが千載一遇のチャンスであることも知っていた。彼は巨額の流動資産をつぎ込んで、確実に来るはずの住宅市場の破綻を待つという大博打に打って出た。

やがてリーマンショックは現実のものとなるが、巨額の利益を手にしたバーリたちの顔に笑顔はない。彼らは他人の不幸に乗じて利益を得ようとした「悪」だろうか。起こるべくして起きた崩壊を予測し、その予測に基づいて行動したことを悪とは呼べない。だが彼の勝利が、同時にあまりにも多くの他人の犠牲の上に成り立っていたことも否めない。あたかも金融システムの矛盾を見抜くことによって、彼らはその本質へと組み込まれてしまったかのようにも思える。

しかも、金融システムの崩壊のように見えたリーマンショックも実際のところ単なる一区切りでしかなかった。あの「破綻」を経て今日も金融市場は活況を呈し、私たちはまたバブルの中にいる。(うろこ)

『マネー・ショート 華麗なる大逆転』

監督：アダム・マッケイ

2015年/アメリカ/130分

# 日誌

2023.3.16~5.15

作成: 前川大、役重善洋、山田春音  
湯浅一郎、渡辺洋介

## 【核兵器・軍縮】

- 3月24日 露前大統領、ウクライナ軍がクリミア半島を攻撃すれば核兵器使用の根拠となるとの見解を示す。
- 3月25日 露大統領、ベラルーシに戦術核を配備する計画を発表。欧州に核を配備している米への対抗措置と説明(本号参照)。
- 3月28日 米NSC戦略広報調整官、新STARTに基づく露への戦略核兵器の情報提供を停止したと明らかにする。
- 3月29日 国際NGOノルウェー人民援助、2022年の世界で使用可能な核弾頭総数は前年比約1.5%増の9576発と発表。
- 3月30日 米国連大使、露は国連安保理常任理事国で「あるべきでない」と述べる。
- 3月31日 国連安保理、露のベラルーシへの戦術核配備計画の発表を受け緊急公開会を開催。
- 4月4日 「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議第2回会合、東京にて開催(～5日)。
- 4月5日 米国家安全保障会議(NSC)、同志国の軍に防衛装備品を無償で供与する新制度「政府安全保障能力強化支援」決定。
- 4月7日 中仏、共同声明で核兵器不拡散、核軍備縮小、核エネルギーの平和的利用へのコミットメントを再確認。
- 4月12日 露国防省、ICBM発射実験実施と発表。新START履行停止後初。
- 4月7日 米国防総省、台湾に対する11億7000万ドル規模の対艦ミサイル400発の売却契約を発表。
- 4月24日 SIPRI、2022年の世界の軍事費が前年比3.7%増の2兆2400億ドルと発表。最高額更新。
- 4月25日 核兵器のない世界に向けて19か国の若者が意見を交わす「広島G7ユースサミット」、広島で開催(～27日)。
- 4月28日 米海軍、哨戒機1機が台湾海峡を飛行したと発表。中国軍は「安保上のリスクを生み出す」と反発。
- 5月10日 露大統領、NATOと欧州での通常兵器の上限を定めたCFE条約からの脱退に向けた法案を議会に提出。NATO北欧拡大への対抗措置と説明。
- 5月11日 NATO事務総長、東京へのNATO連絡事務所開設について日本政府と協議中と発表。実現すればアジア初。
- 5月12日 中外務省報道官、NATOが日本での連絡事務所開設を検討していることに対し反発。

## 【安全保障・憲法】

- 3月16日 陸自、日米の特殊部隊が2023年1月から2月にかけて米国で共

同訓練したと初めて発表。

- 3月16日 東京で日英伊防衛相会談。次期戦闘機の共同開発について緊密に協力していくことを確認。
- 3月17日 自衛隊と米軍、米空軍のB-1B戦略爆撃機2機が参加した共同訓練などを日本海で実施(～19日)。
- 3月17日 トルコ・シリア大地震被災地に支援物資運ぶ空自輸送機、トルコ空軍基地に到着。自衛隊がNATOと連携して実施する初の国際緊急援助活動。
- 3月22日 政府、統合幕僚長に東大卒の吉田圭秀陸上幕僚長を任命。防衛大卒以外で初の就任。
- 3月23日 米海軍の原子力空母ニミッツを中核とする空母打撃群と海自、太平洋や東シナ海で共同訓練(～26日)。
- 3月28日 安全保障担当高官による日米比3か国の協議体を創設する方針が判明。
- 3月30日 空自、日本海や東シナ海で米空軍のB-52戦略爆撃機2機と共同訓練。
- 3月31日 日中両政府、自衛隊と中国軍の偶発的な衝突を防ぐための防衛当局間のホットラインを開設。
- 3月31日 陸自、「富士総合火力演習」を2023年度以降は一般公開しないと発表。
- 4月3日 フィリピン大統領府、米軍がフィリピン国内で使用できる4か所の拠点を公表。このうち3か所はルソン島北部。
- 4月11日 防衛省、国産長距離ミサイルの開発・量産計画を発表。
- 4月13日 空自と米軍の戦闘機、日本海上空で共同訓練。14日の訓練には米軍のB-52戦略爆撃機も参加(～14日)。
- 4月18日 統合幕僚監部、自衛隊の緊急発進が、昨年度は2割余減と発表。中国機が575回(74%)を、ロシア機が150回(19%)を占めた。
- 4月21日 空自の輸送機、スーダンに在留する邦人の国外退避のため、ジブチの自衛隊基地に向けて出発。
- 4月28日 政府、有事の際、防衛相が海上保安庁を指揮下に置く手順を定めた「統制要領」を決定。
- 4月28日 浜田防衛相、スーダンから在留邦人を退避させた自衛隊に任務終了命令。
- 4月28日 自衛隊と英軍、豪軍が共同訓練をしやすくする協定の発効に必要な条約と法律が参院本会議で可決。
- 5月3日 岸田首相、集会へのビデオメッセージで憲法改正への意欲を重ねて示す。
- 5月3日 護憲派、有明防災公園で大規模集会。2万5000人が参加。
- 5月9日 日仏2+2をオンラインで実施。日仏両軍の共同訓練などで合意。
- 5月11日 政府、土地利用規制法に基づく「注視区域」「特別注視区域」に、石垣、宮古、与那国各島の自衛隊施設を指定する方針を明らかに。
- 5月12日 米軍岩国基地の周辺住民

が国に軍用機の飛行の差し止めなどを求めた2度目の裁判が山口地裁岩国支部で始まる。

## 【沖縄】

- 3月16日 防衛省、南西諸島の防衛態勢強化の一環で石垣駐屯地を開設。隊員約570人、車両200台配備(本号参照)。
- 3月17日 沖縄県庁で武力攻撃からの避難想定して初の図上訓練。先島諸島の自治体、消防や警察などが参加。
- 3月18日 米海兵隊輸送機MV22オスプレイ1機、那覇軍港に陸揚げ。県は航空機の離着陸をしないよう求めている。
- 3月20日 沖縄防衛局長、県庁で安保関連3文書やスタンド・オフ・ミサイル配備先は未定と説明。県は決定前に意見表明できる場の設置を求める。
- 3月26日 78年前の同日、米軍が上陸した慶良間諸島の座間味村の「平和之塔」で遺族などが平和への祈り。
- 4月3日、防衛省、北朝鮮の「瀬取り」監視でカナダ軍が4月上旬から嘉手納基地に哨戒機派遣と発表。
- 4月6日 沖縄県、辺野古沖の南西数キロの海域でジュゴンのふん発見と発表。沖縄防衛局に調査求める。
- 4月6日 陸自ヘリコプターが伊良部島沖合周辺で消息を絶ち10人行方不明。
- 4月8日 嘉手納基地でF15退役に伴い米本国からF15Eが暫定配備。6機配備確認。
- 4月8日 在韓米軍のF16戦闘機2機が宮古島の下地島空港に緊急着陸。
- 4月18日 防衛省、南西航空方面隊の緊急発進、2022年度は515回で前年比21%減と発表。
- 4月20日 日米政府、米軍那覇軍港の浦添市沖への移設計画で合意。約49haのT字型埋立地を造成。
- 4月22日 浜田防衛相、北朝鮮の「軍事偵察衛星」打ち上げに備え、ミサイル関連の落下物を破壊措置の準備を命令。

## 【朝鮮半島】

- 3月16日 北朝鮮、米韓軍事演習へ対抗でICBM火星17の発射訓練。
- 3月17日 国連事務総長、北朝鮮の

## 今号の略語

ABM=対弾道ミサイル  
CFE条約=欧州通常戦力条約  
CTBT=包括的核実験禁止条約  
GX=グリーン・トランスフォーメーション  
IAEA=国際原子力機関  
ICBM=大陸間弾道ミサイル  
NATO=北大西洋条約機構  
NPT=核兵器不拡散条約  
NSC=国家安全保障会議  
PFAS=有機フッ素化合物  
PNND=核軍縮・不拡散議員連盟  
SIPRI=ストックホルム国際平和研究所  
START=戦略兵器削減条約

ICBM発射を非難。

- 3月17日 国連安全保障理事会、北朝鮮の人道状況に関わる非公式会合開催。
- 3月18日 北朝鮮、「核反撃仮想総合戦術訓練」を実施(～19日)。
- 3月19日 北朝鮮、核反撃仮想総合戦術訓練の一環で弾道ミサイル1発を発射。
- 3月19日 北朝鮮外務次官、北朝鮮のICBM発射非難の国連事務総長を糾弾。
- 3月20日 国連安保理、北朝鮮のICBM発射で緊急会合。
- 3月20日 米韓合同上陸訓練「双竜訓練」開始(～4月3日)。
- 3月21日 北朝鮮、「核無人水中攻撃艇『ヘイル』」の実験を実施(～23日)。
- 3月22日 北朝鮮、戦略巡航ミサイル「ファサル(弓)1、2」を試射。
- 3月27日 北朝鮮、軍事訓練で短距離弾道ミサイル2発を発射。
- 4月3日 日米韓、北朝鮮を念頭に対潜水艦訓練実施(～4日)。
- 4月4日 北朝鮮、水中戦略兵器システム(核無人水中攻撃艇「ヘイル(津波)2」)の試験を実施(～7日)。
- 4月4日 国連人権理事会、北朝鮮の人権状況の非難決議を採択。韓国は5年ぶりに共同提案国に。
- 4月5日 米韓空軍合同訓練でB-52Hが朝鮮半島に展開。
- 4月7日 日本政府、対北朝鮮独自制裁の2年間延長を閣議決定。
- 4月7日 北朝鮮、南北共同連絡事務所を通じた韓国との定時連絡を一方向的に停止。
- 4月10日 金正恩総書記、党中央軍事委員会拡大会議で「戦争抑止力」強化の必要性を強調。
- 4月13日 北朝鮮、固体燃料式の新型ICBM「火星18」の初試射。
- 4月14日 米韓、朝鮮半島上空でB-52H参加の合同軍事訓練を実施。
- 4月17日 日米韓、日本海で「ミサイル防衛訓練」を実施。
- 4月17日 米韓合同軍事訓練(17日～28日)。
- 4月17日 国連安保理、13日の北朝鮮のICBM発射で緊急会合を開催。
- 4月26日 米韓首脳会談、「ワシントン宣言」発表。米戦略原潜の韓国派遣や、米韓「核協議グループ(NCG)」の設立など盛り込む(本号参照)。

- 4月28日 金与正朝鮮労働党副部長、「ワシントン宣言」は、最も敵対的で侵略的な行動意志を反映と非難。
- 5月12日 ソウルでP3+3日韓議員交流会議を開催(本号参照)

**【中東・イラン】**

- 3月23日 シリア北東部の米軍基地がドローン攻撃を受け、米国人請負業者1名が死亡。米軍は報復としてイラン革命防衛隊関連施設を空爆。
- 3月27日 イランとサウジアラビア、北京で7年振りの外相会談。信頼醸成と協力拡大の推進で共同声明。
- 3月29日 イラン外相、モスクワでロシア外相と会談、包括的戦略協定締結に向けた最終段階にあると記者会見で言明。
- 3月30日 イスラエル、ダマスカス近郊を空爆(～31日)。イラン革命防衛隊軍事顧問2名を殺害。
- 4月4日 イスラエルのバラク元首相、イスラエルの核兵器保有を認めるツイート。
- 4月12日 林外相、イラン外相と電話会談。核合意に関しイランの建設的対応への期待を伝える。
- 5月1日 イスラエル、シリア北部アレッポの国際空港を空爆、シリア兵1名を殺害。
- 5月3日 イランのライシ大統領、ダマスカスでアサド大統領と会談。協力文書15に署名し、連携強化確認。
- 5月7日 アラブ連盟、2011年以来、加盟資格を停止していたシリアの連盟復帰を発表。
- 5月10日 トルコ、シリア、ロシア、イランがモスクワでロシア・トルコ関係正常化をめぐる4か国外相会談。

**【原発】**

- 3月24日 広島高裁、伊方原発3号機の運転差し止め求める仮処分申請で、差し止め認めず。
- 3月24日 関電、1月に自動停止の高浜原発4号機、運転再開。
- 3月29日 IAEA事務局長、ザボリージャ原発を訪問。状況は改善せずと懸念を表明。
- 4月5日 原子力規制委員会、日本原発の敦賀原発2号の安全審査を資料不

- 備で中断し、行政指導する方針決定。
- 4月5日 IAEA、福島第一原発におけるALPS処理水の安全性レビューに関する報告書を公表。
- 4月6日 経産省、「GX実現に向けた基本方針」踏まえ原子力関係自治体と政策対話の場として「原子力政策地域会議」と「地域支援チーム」立ち上げ。
- 4月15日 ドイツ、すべての原発の運転を停止して「脱原発」を実現。
- 4月16日 フィンランドのオルキオオト原発3号機で最大出力160万キロワットと世界最大級の新型原発が営業運転開始。
- 4月23日 川内原発1号機、定期検査がほぼ終わり発電および送電を再開。
- 4月25日 原子力規制委員会、高浜原発3号機のトラブル頻発で関電に改善計画求め「追加検査」実施へ。
- 5月2日 「原発ゼロをめざす鹿児島県民の会」、川内原発巡り県の専門委分科会の議論継続を塩田県知事に要請書。
- 5月4日 米ウエスチングハウス、出力30万kwの小型原発「AP300」開発と発表。
- 5月12日 原発の最大限の活用と脱炭素化を目指す「GX推進法」及び「GX脱炭素電源法」を合わせたGX関連法案が成立。

**【その他】**

- 3月16日 ポーランド大統領、ウクライナへの戦闘機供与を発表。NATO加盟国による戦闘機供与は侵攻開始以来初。
- 3月20日 英国防担当相、ウクライナに供与する戦車の砲弾に劣化ウラン弾が含まれると表明。
- 3月21日 岸田首相、キーウ訪問。ゼレンスキー大統領と会談。
- 4月4日 フィンランド、NATOに正式加盟。
- 4月20日 NATO事務総長、ウクライナ訪問、同国のNATO加盟を後押しする姿勢を表明。
- 5月8日 新型コロナウイルス感染症、5類感染症に移行。

**編集後記**

■ G7 広島サミットが開かれる1週間前の5月13-14日、広島で開催された「G7広島サミットを問う市民のつどい」に参加し、「気候危機と生物多様性の破壊;解決には脱軍備が不可決」との題で発言した。午後1時から8時まで、びっしり詰まった、ハードな集いだった。翌日は原爆ドーム前集会とデモに参加した。「岸田首相は軍拡のために被

爆地ヒロシマを政治利用するな！」をスローガンに、主要な核武装国が拡大核抑止への反省も、軍縮の意志もないまま広島に集まり、「核兵器廃絶」を掲げるといふ、ヒロシマの政治利用は絶対に許さないと、思いを改めて確認する2日間だった。

■今号は20ページにいくつかお願いをし、関連してチラシを同封しているのですが、改めてお願いします。

- 1) 3年目となる脱軍備・平和基礎講座をはじめます。HPにいくと案内があります。是非とも通しでの参加をお願いします。
- 2) 「よこはま夢ファンド」の寄付は6月中にお願いします。シュウマイやビールの返礼品もあります。
- 3) 『ピースアルマナック2023』を刊行。会員には配布しますが、周囲での拡販にご協力ください。(湯浅)

## ピースデポの出版物 『ピース・アルマナック2023』

B5判、258ページ  
編著：ピースアルマナック刊行委員会  
監修：梅林宏道  
出版社：緑風出版

ウクライナ戦争と私たち  
★年表／開戦直前ブーチン演説／ゼレンスキー日本国会演説／戦争犯罪の捜査開始／安保理拒否権と国連総会／ブダペスト覚書／ミンスク議定書／市民の声  
★巻頭エッセイ 栗田禎子：ウクライナ戦争と市民の運動  
★注目新資料  
核禁条約のウィーン行動計画／第10回NPT会議最終文書の議長案／北朝鮮のミサイル発射全リスト  
★2022年解題：藤田明史／中村桂子／渡辺洋介／前川大／役重善洋／榎本珠良／河合公明／木元茂夫  
定価2700円(送料別)



**新刊!!**  
(会員には無料配布)

## 北朝鮮の核兵器 —世界を映す鏡—

梅林宏道著  
高文研：A5版、9月刊行

《序章》視座を正す／《第1章》初期の核開発／《第2章》束の間の春へ／《第3章》米ネオコン政治と6か国協議／《第4章》並進路線と戦争抑止力／《第5章》希望と期待／《第6章》核・ミサイル技術の現状／巻末資料／関連年表

定価2750円(税込み)  
ピースデポ扱い：著者割2000円+送料

北朝鮮の核兵器とミサイル開発について整理・分析、国際政治の歴史と現状を明らかにしつつ、北朝鮮とは私たちにとって何かを考察する新機軸の書き下ろし論考。



### ●ピースデポ入会の案内

会員、賛助会員、年間購読者には、『脱軍備・平和レポート』(年6回)と『ピースデポ会報』(年2回)に加え、資料年鑑の書籍『ピース・アルマナック』をお届けします。

詳細や入会の申し込みはピースデポHPをご覧ください。

(<http://www.peacedepot.org/joinus/member/>)



左のQRコードより入会申し込み画面に移動できます。

### ●2023年度「脱軍備・平和基礎講座」 受講者募集中

期間：23年6月25日～24年1月27日

回数：8回

受講料：通し参加 4000円

単発参加 1000円

学生無料



詳細はピースデポHP(右上のQRコード)でご案内します。

**第1回 6月25日(日) 14時～16時**

**題目：南西諸島の軍事基地化**

**講師：前泊博盛(沖縄国際大学教授)**

### ●寄付のお願い

私たちの調査・研究活動は、平和・軍縮問題に関心を持つ、一人一人の市民によって支えられています。皆さまのご支援をお願いします。

### ●今年も「よこはま夢ファンド」で6月中にピースデポにご寄付を!

横浜市市民活動推進資金「よこはま夢ファンド」を活用してピースデポに寄付をしていただくと、所得税や法人税について寄付金控除など税の優遇措置が受けられます。(横浜市以外の方は、シューマイやビールなどの返礼品もあります。)

『脱軍備・平和レポート』第21号

発行日 2023年6月1日

発行元 NPO 法人ピースデポ

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町1020-5 第4西山ビル304号室

TEL 045-633-1796 FAX 045-633-1797

Eメール [office@peacedepot.org](mailto:office@peacedepot.org)

ホームページ <http://www.peacedepot.org>

#### 【郵便振替口座】

口座番号 00250-1-41182

口座名称 特定非営利活動法人ピースデポ

#### 【銀行口座】

横浜銀行 日吉支店

普通 1561710 トクヒ)ピースデポ

編集委員

北村明美、木元茂夫、湯浅一郎(編集長)、渡辺洋介

次の方々が本号の発行に  
参加・協力しました

朝倉真知子、梅林宏道、木元茂夫、

北村明美、清水春乃、中村和子、

野口麻里、前川大、役重善洋、山田春音

山中悦子、湯浅一郎、渡辺洋介 ※50音順

制作 NPO 法人ピースデポ

印刷 (株)野崎印刷紙器

定価：300円